

(記入例)

未成年の子がいる場合で令和8年4月1日以降に届け出る時は、この別紙を**夫妻双方で記入**し、**必ず離婚届と一緒に提出**してください。

別紙

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。

本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	未成年の子について、離婚後の親権者を決め、いずれかに子の氏名を記入してください。			
	父(夫)が親権を行う子				
	母(妻)が親権を行う子				
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子				
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てをしている場合は、ここに子の氏名を記入してください。					
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが図のようしるしをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 夫が親権を行う子 合意し	←夫が <input checked="" type="checkbox"/> チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 妻が親権を行う子 合意し	←妻が <input checked="" type="checkbox"/> チェック	単独で親権に基づいて
届出人署名 (※押印は任意)	夫	夫の署名※押印は任意	妻	妻の署名※押印は任意	

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、費用を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください
親子交流について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めがない場合は、養育費を請求することができます。 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省パンフレット



法務省の解説動画



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>